

摂津市市制施行60周年記念協賛事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、摂津市市制施行60周年(以下「市制60周年」という。)を記念する事業における協賛事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「協賛事業」とは、市民、企業等が実施する次の各号のいずれにも該当する事業で、60周年記念のPR及び盛り上げに協力するものであることを市長が承認するものをいう。

- (1) 摂津市市制施行60周年記念基本方針の趣旨に沿う事業
- (2) 原則として市内で実施される事業
- (3) 一般に公開され誰もが参加できる事業
- (4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する事業

(対象とならない事業)

第3条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、対象とはならない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 法令及び公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがあるもの
- (4) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げるもの
- (5) 市の信用失墜に至るおそれのあるもの
- (6) その他承認することが不適当と認められるもの

(応募資格)

第4条 協賛事業の承認を受けようとする者は次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 市内に事務所および代表者の住所があり、市内を中心に活動する人で構成されている団体
- (2) 代表者が20歳以上である団体
- (3) 摂津市暴力団排除条例を遵守する団体

(支援内容)

第5条 協賛事業の承認を受けた者は、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 「摂津市市制施行60周年記念事業」の名義使用
- (2) 市制施行60周年記念ロゴマークの使用
- (3) 市ホームページ等による事業内容の周知

(申 請)

第6条 協賛事業の承認を受けようとする者は、あらかじめ市長に摂津市市制施行60周年記念協賛事業承認申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(承認)

第7条 市長は、前条又は次条の申請書が提出されたときは、その申請内容を審査し、使用を承認するときは摂津市市制施行60周年記念協賛事業承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 申請内容を協賛事業として承認しないときは、市長は、摂津市市制施行60周年記念協賛事業不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(承認内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により承認を受けた者が、その承認内容を変更しようとする場合は、直ちに摂津市市制施行60周年記念協賛事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請について、前条第1項および第2項の規定に準じて、承認または不承認を行うものとする。

(承認内容の取消し等)

第9条 市長は、承認を受けた者が承認内容に違反した使用をしていると認める場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、承認を得ずに第5条で掲げる内容の使用等を行っている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

5 市長は、承認を取り消されたこと等で生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(使用期限)

第10条 承認を受けた第5条で掲げる内容の使用等は、令和9年3月31日までに限り行うことができるものとする。

(実施報告)

第11条 協賛事業の承認を受けた者は、事業終了後、速やかに摂津市市制施行60周年記念協賛事業実施報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要領は、令和7年7月2日から施行する。

2 この要領は、令和9年3月31日限りその効力を失う